

令和7年度
鹿児島市ヤングケアラー相談支援員
(会計年度任用職員)
募集要項

受付期間

令和7年2月10日(月)から
令和7年2月25日(火)まで

令和7年度ヤングケアラー相談支援員(会計年度任用職員)募集要項

1 業務内容

- (1) ヤングケアラー本人や関係機関等からの相談業務及び各関係機関との連絡・調整
- (2) ヤングケアラーに関する研修会等の実施
- (3) 業務に係る記録・報告書作成等
- (4) その他所属長が指示する事項

2 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※年度を超えての更新はありませんが、任期ごとに面接や従前の勤務実績に基づく客観的な能力実証を行ったうえで、再度任用されることがあります。

3 採用予定人員

1名

4 勤務場所及び勤務時間等

(1) 勤務場所

鹿児島市役所こども家庭支援センター（鹿児島市山下町11番1号）

(2) 勤務時間

月～金曜日の週5日勤務

※各勤務日の勤務時間は、以下のとおり。（勤務時間には、1時間の休憩時間が含まれます。また、業務の状況に応じて、時間外勤務を命じる場合があります。）

9時15分～16時00分

(3) 勤務を要しない日

土・日曜日、休日、年末年始 ※年次有給休暇、病気休暇等あり

5 報酬

給料（報酬）額は、鹿児島市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、実務経験や職責等を考慮の上、決定します。（下記の給料（報酬）額は令和7年1月現在の給料表によるものです。給料（報酬）額については、給与改定等により変動する可能性があります）

月額：177,800～194,800円

※その他、通勤手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

6 社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入。公務災害補償の適用あり。

7 応募資格

次の(1)から(4)の要件を満たす者とします。

(1) 次のいずれかの資格等を有する者であること。

ア 社会福祉士

イ 精神保健福祉士

ウ 臨床心理士

エ 公認心理師

オ 保健師

カ 介護支援専門員

キ アからカまでの資格に準ずる資格等を有する者

ク 福祉関係・教育関係機関における業務経験（社会福祉協議会職員、児童養護施設等職員、スクールソーシャルワーカー等）を概ね5年以上を有する者

(2) 普通自動車運転免許を有する者

(3) 簡単なパソコン操作ができる者

(4) 次のいずれにも該当しない者

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 鹿児島市職員として懲戒処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

8 服務規程

地方公務員法に規定する服務に関する規定（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限など）が適用されるとともに、非違行為等があった場合には懲戒処分の対象となります。

9 応募方法等

(1) 応募方法及び応募書類

下記の応募書類を持参または郵送でご提出ください。

<応募書類>

・別添の応募申込書（写真貼付）

・「7 応募資格」の(1)のAからKのいずれかの資格等を有する者であることを証明する書類の写し

※提出された書類は、返却できませんのでご了承ください。

(2) 応募書類の提出先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市こども未来局こども家庭支援センター

※郵送で提出する際は、封筒の表に「ヤングケアラー相談支援員応募申込書在中」と朱書きしてください。

(3) 応募期間等

ア 応募期間

令和7年2月10日（月）～令和7年2月25日（火）

※持参の場合は、土・日曜日、休日を除く。

※郵送の場合は、令和7年2月25日（火）必着とします。

イ 窓口受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

10 選考

(1) 選考方法

書類審査及び面接等により選考します。

- ・書類審査 応募書類を事前審査します。
- ・面接 個別面接を実施します。

<個別面接の期日等>

令和7年3月4日（火）予定

鹿児島市役所本庁（鹿児島市山下町11番1号）

※詳細に関しては、文書にて通知いたします。

(2) 選考結果

令和7年3月5日（水）以降に文書にて本人へ通知します。

11 選考結果の本人提供

選考の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、口頭で提供を申し出ることができます。

申し出できる人	提供内容	提供期間	提供場所
不合格者	総合得点、合格最低点及び順位	合否結果発送日から起算して1か月間	こども家庭支援センター

※本人提供の申出をする場合は、必ず応募者本人（代理は認めません。）が、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参し、こども家庭支援センター（本庁西別館2階）へ直接お越しくください。電話、郵送等による申出では提供できません。

※提供受付は提供期間内の開庁日午前8時30分から午後5時15分までです。